認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

1　認知症対応型共同生活介護サービスについての相談・苦情窓口

電話　　０３－３３９５－６３３３

担当　　管理者　　若宮　和子

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2　認知症対応型共同生活介護の概要

（1）ホームの内容等

名称	シャローム本天沼（ほんあまぬま）
所在地	杉並区本天沼２－３６－１７
介護保険事業者番号	１３９１５００１４５

（2）ホームの職員体制

	資格	常勤	非常勤
管理者	介護福祉士	1	
計画作成担当者	介護支援専門員	1	
介護職員	介護福祉士	4	2
	認知症介護基礎研修		1

令和８年４月１日現在

（3）設備の概要

1）建物構造・面積　　鉄筋コンクリート造　地上３階建（グループホームは１階のみ）
２９２．７５㎡

2）居室の数と面積　　９室　１室当たり１４．６７㎡

3）トイレの数　　３ヶ所（男女共、内１か所は車いす対応型）

4）風呂　　１ヶ所

5）居間・台所　　６７．０８㎡

6）パーキング　　無し

7）電話の数と種類　　ファックス電話（子機２台付）

3　サービスの内容

（1）サービス計画の作成

（2）入浴

毎日利用者の身体の状況に応じて実施します。

（3）排泄

本人の自立を促すため､利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

（4）食事

食材購入から調理まで、利用者の参加を促し、共に作り共に食するように計画します。

(5)　整容・更衣・衛生

洗顔、歯磨き、義歯洗浄、整髪、化粧など

（６）健康管理・服薬管理に関すること

日常的には、血圧測定、体温測定、日中の様子の観察と記録を行います。

体重測定を毎月定期的に行います。

年１回の定期検診を実施するほか、必要に応じて近隣の医・歯科医院及び病院の受診をします。

週１回、訪問看護師による健康チェックを行います。

（７）受診の付き添い

定期受診及び利用中の急変時の受診の付き添いについては、原則として代理人及び家族が行います。ただしやむを得ない事情により代理人・家族の付き添いができず、ホームに付き添いの依頼があった場合は、スタッフが付き添います。その際、付き添いが可能になったときにスタッフと交代します。

（８）理美容

理美容は、利用者及びその家族からホームに付き添いの依頼があった場合は、原則として地域の理美容院を利用します。

（９）散歩等の外出

心身の状態が許す範囲で、地域に出かける機会を作ります。原則としてスタッフが付き添います。また食事、喫茶など外出を取り入れます。

（１０）教養娯楽活動

利用者の意思を尊重しながら、可能な限り取り入れていきます。

（１１）事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

（１２）行政手続きの代行

行政への介護認定更新等の手続きを代行します。

４　ホーム利用の留意事項

（１）面会時間

午前１０時～午後８時（緊急の場合は随時）

（２）外出・外泊

身体的な異常がなければ自由ですが、事前に連絡をお願いします。

（３）金銭管理

基本的には金銭をお預かり管理することはいたしません。個人で買い物をされた場合は、一旦立て替えをし、領収書とともに請求いたします。個人でお持ちの金銭の紛失に関しましては、ホームでは責任を持ちません。

（４）持ち込み品

日常生活に必要な衣類、布団、雑貨及び、居室で使用する家具、電化製品、カーテン、じゅうたん、書画、仏具などの調度品は、自由に持ち込めます。防災上、カーテン、じゅうたんは防炎の物を用意してください。タバコはご遠慮ください。

（５）宗教活動

居室での宗教活動は自由です。居室以外の場所については、ホームの許可を得てください。布教活動は禁止します。

５　料金

（１）基本分（介護報酬）

契約書別紙１「利用料等一覧表」を参照下さい。

自己負担割合については、介護保険負担割合認定証によります。詳しくは、区役所の窓口までお問い合わせください。

（２）食材費（日額）　１１００円

（３）光熱水費（月額）　１７０００円

（４）家賃（月額）　５３０００円

（５）共益費　１８０００円

＜内訳＞自動車に係る諸経費、メンテナンス費、修繕費、備品費、施設内清掃管理費
自治会・協議会費、保険料、利用者の所在確認及び健康管理維持費等

（６）理美容代　実費

（７）おむつ代　実費（杉並区のおむつ支給制度あり）

（８）その他の料金

・趣味活動等の材料　実費相当分

・外出・レクリエーション　実費相当分

・行政手続き代行、交通費　実費相当分

・健康管理費（区民検診・インフルエンザ予防接種に係わる費用等）　実費相当分

６　入退居の手続き

（１）入所手続き

・介護認定審査会の結果を持って入居申し込みをします。

・入居の対象者は、要支援２、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす人とします。

一、　少人数による共同生活を営むことに支障がないこと

二、　自傷他害のおそれのないこと

三、　常時医療機関において治療をする必要がないこと

・入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合があります。

（２）退去手続き

・利用者は、３０日間の予告期間をおいて文書通告することにより、契約を解除することができます。

・退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行います。

7　連携施設等

当ホームでは、下記の施設と連携しています。

・社会福祉法人　三育ライフ　　特別養護老人ホーム　シャローム東久留米
・社会福祉法人　正吉福祉会　　特別養護老人ホーム　すぎなみ正吉苑
・社会福祉法人　サンフレンズ　　特別養護老人ホーム　上井草園
・東京衛生アドベンチスト病院

8　緊急時の体制

サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行います。

※協力医療機関　　東京衛生アドベンチスト病院

9　非常災害対策

連携施設である特別養護老人ホーム　シャローム東久留米、特別養護老人ホーム　すぎなみ正吉苑、近隣住民の協力を得て対応します。

１０　サービスについての苦情

（1）当ホームの苦情対応

担当　　若宮　和子　　電話０３－３３９５－６３３３

（2）当法人の苦情対応

担当　　我謝　悟　　電話０４２－４６７－１５６１

（3）その他

当法人内での対応が難しい場合は、次の窓口に申し立てることもできます。

・第三者委員　山田　淳子　　電話０９０－５４０５－８３２２
・杉並区役所　介護保険課　　電話０３－３３１２－２１１１
・東京都国民健康保険団体連合会
介護福祉部介護相談指導課介護相談窓口担当　　電話０３－６２３８－０１７７

１１　法人の概要

名称・法人種別　　社会福祉法人　三育ライフ
代表者役職・氏名　　理事長　　東海林　正樹
本部所在地・電話　　東久留米市南沢５－１８－３６
０４２－４６７－１５６１

定款の目的に定めた事業

・第一種社会福祉事業
特別養護老人ホーム　　シャローム東久留米
・第二種社会福祉事業
イ　高齢者デイサービスセンター　　デイサービスセンターシャローム南沢
デイサービスセンターシャローム若葉
東久留米市幸町デイサービスセンター

ロ	短期入所事業	シャローム東久留米
二	ヘルパーステーション	シャローム南沢
		シャローム若葉
ニ	居宅介護支援事業	シャローム南沢居宅介護支援事業所
		シャローム若葉居宅介護支援事業所
ホ	認知症対応型共同生活介護事業	グループホーム虹の家

・公益を目的とする事業

イ	地域包括支援センター	東久留米市中部地域包括支援センター
		シャローム若葉地域包括支援センター

１２　当ホームの特徴

社会福祉法人 三育ライフの基本理念

社会福祉法人　三育ライフ基本理念

いのちを敬い、いのちを愛し、
いのちに仕えることによって
神の愛の実現に奉仕する

【理念とサービス目標】

1.　「いのちを敬い」：生命への尊厳と人権の尊重

利用者のかけがえのない生命とその人格を尊重し、プライバシーに配慮し、安全で清潔な生活環境を提供する。

2.　「いのちを愛し」：おもいやりといたわり

利用者には優しく親切な思いと言葉をもって接し、安らぎのある生活を支援する。

3.　「いのちに仕え」：生命の質（QOL）を高める

利用者がその人らしく心豊に生活出来るように支援し、自分と自分の親にしてほしい介護サービスを提供する。

4.　「神の愛の実現に奉仕する」：敬神と博愛

見えない存在者である神に仕える精神をもって、利用者へのサービスを提

供する。

三育ライフ　介護三原則

1. 知識に基づく　　**「正確」**な介護。
2. 愛の心からの　　**「誠実」**な介護。
3. 健康な精神で　　**「清潔」**な介護。

利用開始にあたり、利用者に対して契約書および本書に基づいて重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　所在地　　杉並区本天沼２－３６－１７

名称　　社会福祉法人　三育ライフ　シャローム本天沼

代表者　　理事長　　東海林　正樹　　印

説明者　　事業者　　シャローム本天沼

所在地　　杉並区本天沼２－３６－１７

氏名　　管理者　　若宮　和子　　印

契約書および本書面により、事業者から説明を受けました。

利用者名

住　　所

氏　　名　　印

代理人名

住　　所

氏　　名　　印

個人情報の取り扱いについての同意書

平成１７年４月１日より、個人情報の保護に関する法律が施行されました。これを受けて、当法人は、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、ならびに東京都の「個人情報の保護に関する条例」則り、利用者の個人情報を適正に管理いたします。

１．原則として、個人情報を、「適切な介護サービス提供」という目的以外には使用しません。
２．原則として、個人情報を外部の第三者には提供しません。ただし、行政機関、病院、介護事業所等の関係機関との間で、上記目的の範囲内で情報を収集・提供・共有する場合があります。
３．例外的に目的を限定して、個人情報を利用する場合があります。その場合も個人が特定されないような配慮をする等、適切な管理をします。
　例：学術研究や教育、安全確保の技術開発のためのデータ利用等
４．問い合わせ窓口
　我謝　悟　　（三育ライフ東京事業所　統括施設長）電話：０４２－４６７－１５６１
　若宮　和子　（シャローム本天沼　　管理者）　　電話：０３－３３９５－６３３３

上記の説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　所在地　　杉並区本天沼２－３６－１７
　　名　称　　社会福祉法人　三育ライフ　シャローム本天沼
　　代表者　　理事長　　東海林　正樹　　印

説明者　　事業者　　シャローム本天沼
　　所在地　　杉並区本天沼２－３６－１７
　　氏名　　管理者　　若宮　　和子　　印

利用者　　住　所
　　氏　名　　印

家　族　　住　所
　　氏　名　　印

代理人　　住　所
　　氏　名　　印

看取りに関する指針

１．シャロームにおける看取り介護実施の定義

シャロームに入所している利用者が医師の診断のもとに回復不能な状態に陥ったとき、最後の場所及び治療などについて、御本人の意思ならびに御家族の意向を最大限に尊重して行う。当ホームにおいて看取り介護を希望される利用者と家族の支援を最後の時点まで継続することが基本であり、施設及び職員はそれを完遂する責任がある。又、看取り介護実施中にやむを得ず病院に搬送する場合には、搬送先の病院への引継ぎと利用者及び御家族に継続的な支援を行わなければならない。

基本理念 いのちを敬い、いのちを愛し、いのちに仕えることによって神の愛の実現に奉仕する。 当施設では利用者の終末期において、本人の意思、ならびに家族の意向を尊重して、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死を迎えられるよう、全人的ケアを提供する。

１）上記理念にもとづく質の高いサービスをおこなう。

２）利用者は人道的且つ安らかな終末を迎える権利を有しているので、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死が迎えられるよう全人的ケアを提供するために下記の体制を整備する。

３）医師及び医療機関との連携を図り、医師の指示により管理者を中心に多種協働体制のもとに御利用者及び御家族の尊厳を支える看取りに努めるものである。

２．看取り体制

① 基本理念を明確にし、本人または家族に対し生前意思（リビングウィル）の確認を行う。

② 医師による診断（医学的に回復の見込みが無いと判断したとき）がなされたときが、看取り介護の開始となる。

③ 看取り介護実施に当たり、本人または家族に対し、医師から十分な説明が行われ、（インフォームドコンセント）本人または家族の同意を得る。

④ 看取り介護に関わる管理者、計画作成担当者、看護師、介護職員など携わるものが協働し、看取り介護に関する計画書を作成し、原則として週１回以上、本人家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行う。尚必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更する。

２）医師・看護師体制

① 看取り介護実施に当たり、訪問看護師、嘱託医師または病院医師との情報の共有による協力体制を築いておくこと。

② 看護師は医師の指示を受け、利用者の疼痛緩和等、安らかな状態を保つよう状態把握

に努め、日々の状況等について家族に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応する。

③　医師による開始指示を受け、カンファレンスに基づき、多職種による看取り介護計画書を作成し実施する。

3）看取り介護の施設整備

①　尊厳ある安らかな最期を迎える為に、個室または予備室などの環境整備を行う。

②　施設での看取り介護に関して、家族の協力体制（家族の面会、付き添い等）に便宜を図る為個室又は予備室の提供を行う。

4）看取り介護の実施と内容

①　看取り介護に携わる者の体制及び記録

看取り介護同意書

医師の指示

看取り介護計画書の作成（変更、追加）

経過観察記録

ケアカンファレンスの記録

臨終時の記録

看取り介護終了後のカンファレンス会議録

②　看取り介護実施における職種ごとの役割

（管理者）

看取り介護の総括管理

看取り介護に生じる諸課題の総括責任

（医師）

看取り介護期の診断

家族への説明（インフォームドコンセント）

夜間帯、緊急時の対応指示

協力病院との連絡調整

死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載

（計画作成担当者）

継続的な家族支援（連絡、説明、相談、調整）

多職種協働のチームケアの連携強化

定期的カンファレンスへの参加」

死後のケアとしての家族支援と身辺整理

（看護職員）

医師との連絡調整

多職種協働のチームケアの確立

緊急時、夜間帯の緊急マニュアルの作成と周知徹底

看取り介護に携わる全職員への死生観教育

食事と水分摂取量、尿量の把握を含む状態観察と必要な対応処置

苦痛、疼痛の緩和

急変時連絡対応マニュアルの作成

随時家族への説明と、不安への対応

定期的カンファレンスへの参加

（介護職員）

利用者に適したきめ細かな食事、排泄、清潔保持の提供

精神的、身体的苦痛緩和と安楽な体位の工夫

コミュニケーションを十分にとる

状態観察、食事・水分摂取量の把握、浮腫、尿量、排便等のチェックときめ細かな経過記録の記載

定期的カンファレンス開催への参加

生死の確認の為の頻回の訪室

連絡網の確認

3）看取り介護の実施内容

① 栄養と水分

看取り介護に当たっては多職種と協力し、利用者の食事・水分摂取量、浮腫、尿量、排便量などの確認を行うと共に、利用者の身体状況に応じた食事の提供や好みの食事等の提供に努める。

② 清潔

利用者の身体状況に応じ可能な限り入浴や清拭を行い、清潔保持と感染症予防に努める。

その他、本人、家族の希望に添うよう努める

③ 苦痛の緩和

（身体面）

利用者の身体状況に応じた安楽な体位の工夫と援助及び疼痛緩和等の処置を適切に行う。

（精神面）

身体機能が衰弱し、気持ちが沈み、死への不安や恐怖等精神的苦痛を伴っているときには、出来うる限り一人にせず、手を握る、足をさする、体をマッサージする等のスキンシップにより身体を安楽にし、心を寄り添わせること、言葉にならない気持ちを聴いたり、察したり、安心されるような声かけをするなどの対応をする。また慰めと希望に満ちた、メッセージや美しい音楽等癒しのときを演出する。

（家族）

変化してゆく身体状況や介護内容については、定期的及び適時に医師や看護師からの説明を行い、相談にのり、こまめに連絡をとりつつ、家族の意向に沿った適切な対応を行う。家族（本人）から求められた場合には、宗教的かかわりと援助を行う。

（死亡時の援助）

医師による死亡確認後、エンゼルケアを行う。必要に応じて家族支援を行う。

ご家族が希望される場合には、職員や利用者達と共にお別れ会をする。

4）看取りに関する職員教育

シャロームにおける看取り介護の目的を明確にし、死生観教育と理解の確立を図る。

① 看取り介護の理念と理解

② 死生観教育　死へのアプローチ
③ 看取り期に起こりうる機能的・精神的変化への対応
④ 夜間・急変時の対応
⑤ チームケアの充実
⑥ 家族への援助
⑦ ターミナル委員会

３．医療機関へ搬送の場合

１）医療機関への連絡

医療機関にこれまでの経過説明を行い、家族の同意を得て、必要書類を提示する。

２）入院期間中における利用者の居住費や食費等の負担については、居住費は全額負担とし、食費・光熱水道費・共益費等については日割りの負担とする。

３）利用者・家族への支援

継続的に状況を把握し、連絡を取り合い、介護面、精神面での相談援助を行う。

死後の援助として必要に応じて家族支援（葬儀の連絡、調整、遺留金引渡し、荷物引渡し、相談対応）を行う。

（補足）指針の見直し

本指針はターミナル委員会において定期的に見直しを行い、必要に応じて改定を行うものとする。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護の「医療連携体制加算」に関する「重度化・終末期対応指針」についてご利用者及びご家族等に本書面に基づいて説明致しました。

令和　　年　　月　　日

＜事業者＞　　社会福祉法人　三育ライフ
＜代表者名＞　　理事長　　東海林　正樹　　印
＜事業所＞　　シャローム本天沼
＜説明者＞　　管理者　　若宮　　和子　　印

私及び家族は、本書面により、事業者から（介護予防）認知症対応型共同生活介護の「医療連携体制加算」に関する「重度化・終末期対応指針」について説明を受け同意しました。

令和　　年　　月　　日

＜ご利用者＞　　住所
氏名　　印
＜代理人＞　　住所
氏名　　印
続柄＿＿＿＿＿＿

医療連携体制加算及び看取り介護加算に係る同意書

（介護予防）認知症対応型共同生活介護

シャローム本天沼は、入居者に対する日々の健康管理、異常の早期発見及び、重度化から終末期を向かえる段階に於いて、可能な限り快適に暮らし続けられることを目的に医療連携体制及び看取り看護のサービスを提供致します。この体制をご利用いただくにあたり以下の体制加算により利用料金が加算されます。

１．開始時期　：　平成２２年　２月　１日

２．内容及び体制加算

１）医療連携体制加算	１日につき３９単位	
２）看取り介護加算	死亡日以前４５日前～３１日前	７２単位
（１日につき）	死亡日以前４日以上３０日以下	１４４単位
	死亡日以前２日又は３日	６８０単位
	死亡日	１２８０単位

「認知症対応型共同生活介護」の「医療連携体制加算」及び「看取り看護加算」についてご利用者及び家族などに本書面に基づいて説明致しました。

令和　　年　　月　　日

＜事業者＞　　社会福祉法人　三育ライフ

＜代表者名＞　　理事長　　東海林　正樹　　印

＜事業所＞　　シャローム本天沼

＜説明者名＞　　管理者　　若宮　　和子　　印

私及び家族等は、本書面により、事業者から(介護予防)認知症対応型共同生活介護の「医療連携体制加算」及び「看取り介護加算」について説明を受け同意しました。

令和　　年　　月　　日

＜ご利用者＞　住所

氏名　　印

＜代理人＞　　住所

氏名　　印

続柄＿＿＿＿＿＿